

第23期 第5回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成29年11月27日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 5 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 11 月 27 日（月）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 5 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	17 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		係長

欠席者	農業委員	2 名
-----	------	-----

議事日程

- | | | |
|-----|------------------------------------|-----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について | 4 件 |
| | 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について | 1 件 |
| | 議案第 13 号 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について | 1 件 |
| 第 3 | 報告第 11 号 農地法 18 条の規定に基づく解約通知について | 1 件 |

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成29年度第5回11月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

本日、6番〇〇〇〇委員、11番〇〇〇〇委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号12番〇〇〇〇、13番〇〇〇〇委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

それでは、「1番」、「2番」、「3番」については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局

お手元の議案書では、今回10件の申請があがっておりますが、

「4番」の審議案件については、営農計画の見直しを行いたいとの理由で平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請の取下げ願いが提出されておりますので本日の審議からはずさせていただきます。

1番

貸出人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	字新田	田 外1筆
借受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(貸出人) 労力不足 (借受人) 新規就農		
権利の種類等	5年間の使用貸借権設定		
借受人の作付予定作物	野菜(申請地では、かぼちゃ、玉ねぎなどを予定)		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、管理機等		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

続いて、

2番

貸出人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	字新田	田 外4筆
	なお、今回の申請地は、現在、基盤法による 利用権設定がされていますが、 平成〇〇年〇〇月〇〇日で設定期間が満了になる農地に なります。		
借受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(貸出人) 労力不足 (借受人) 新規就農		
権利の種類等	5年間の使用貸借権設定		
借受人の作付予定作物	野菜(申請地では、ミニトマト、キクイモを予定)		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、管理機等		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

続いて、

3番

貸出人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	田	外4筆

借受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(貸出人) 労力不足 (借受人) 新規就農
権利の種類等	5年間の使用貸借権設定
借受人の作付予定作物	野菜(申請地では、クレソンを予定)
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、管理機等
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1、2、3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

番号1の農地所有者の〇〇さんは労力不足ということで園地周辺には一部、放任園もございます。田ではありますが、山田の状態になっており、今後は新規就農者の方に熱心にやっていただければ野菜ができると思います。

番号2の農地所有者の〇〇さんは年配の女性で農作業ができない状態です。これまでは〇〇さんという方に耕作してもらっていました。今回は隣接した田を畑として耕作してもらえれば管理できるのということです。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんと〇〇さんは全く面識が無かったそうです。〇〇さんは、ご親戚が中山にお住まいで、自動車に乗り、中山でクレソンを栽培できる農地を探していたところ、偶然道路端にいた〇〇さんに声をかけられて、周辺でクレソンが栽培できそうな農地が無い

か相談されたそうです。そこで、〇〇さんから自分の農地で栽培してみないかと言っていただいたということです。〇〇さんはご高齢で、私も面識がある方です。昨年までは稲作をされていましたが、今年は作付けされておらず、ご高齢ということで今後も作付けの予定はなく、周辺の農地の耕作者の方にも今回のお話をさせていただきましたが、問題は無いということでした。また、〇〇さんは砥部町でクレソン栽培の経験があります。今後、この地域で新しく販売できるものになっていけば良いと思っています。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

新規就農者

上三谷の農地では、野菜を作ろうと思っています。経営が落ち着いてきましたら、沖縄から取り寄せたキャッサバ芋やキーマという東南アジアの野菜など、海外の野菜を中心に栽培していきたいと思います。クレソンは永年栽培していく予定で、すでに予約が入っており、すぐに作らないと間に合わない状況になっています。これをきっかけに始めさせていただくことになりました。

議長

本人さんから当面の営農計画について説明していただきました。ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

委員

クレソンは水無しで栽培できますか。

新規就農者

水を流さないとできません。上三谷では水の状態が良くないため、栽培できません。調べてみると中山が良いということで、親戚をあたっていたところ、偶然〇〇さんとお会いし、状態を確認させていただくと絶好の場所だったため、今回の農地に決めさせていただきました。

委員

管理機とは、どのようなものですか。

新規就農者

トラクターがあります。

委員

クレソンについて詳しく説明してください。

新規就農者

海外の野菜で、「オランダカラシ」とも言われています。食べると少しピリッとして、日本では一般的につけ合わせが主流でしたが、近年では炒め物や和え物にして食されていて、栄養価の高い野菜だと言われています。

委員

ご自宅からの距離が遠いようですが、気にならないでしょうか。

新規就農者

あまり気にならないですが、もともと伊予市に居たので就農すれば伊予市に戻ってこようと考えています。

委員

農業の経験はありますか。

新規就農者

あまり長くないですが、趣味の家庭菜園から始めて、クレソンを栽培し始め、現在は久万の知り合いの方などに相談し教えていただきながら農業をしています。

委員

労働力は2人だと聞いていますが、どなたと作業をされる予定ですか。

新規就農者

母親です。その他に手伝っていただける知り合いがいます。

<新規就農者退室>

議長

その他、番号1、2、3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号1、2、3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1、2、3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

番号4は取り下げられましたので、番号5につきまして事務局の説明をお願いいたします。

5番

譲渡人	湊町	〇〇	〇〇
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	畑	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による	
権利の種類等	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・栗・野菜	(申請地では、野菜を栽培予定)	
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車		
労働力	常時1人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんと〇〇さんをご親戚の関係になります。現地を見に行きますと、事務局から説明があったとおり面積が小さい農地でした。草刈等管理がされており、すぐに作付けができる状態で、周辺農地への影響はないと思われま

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号6事務局の説明をお願いいたします。

6番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	双海町大久保 字本谷 畑 外5筆		
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	野菜・果樹(申請地では野菜等を栽培予定)		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、乾燥機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは現在松山市にお住まいで、双海町〇〇出身の方です。お母様がこれまで農業をされていましたが、数年前に亡くられました。その後は、〇〇さんと奥様が通作で畑を維持されてきました。〇〇さんは十数年前に別荘を今回の農地の近くに建てた際に周辺の農地を購入し耕作されています。現在は松山市と伊予市双海町を往来しながら生活されています。今回の農地は、一筆ごとの面積は小さく、小道で仕切られていますがほとんどが隣接しており、現在、〇〇さんが所有する農地とも隣接しています。〇〇さんが松山市から通って耕作するのが大変だということで、〇〇さんに相談されたところ話がまとまりました。〇〇さんが現在所有している農地は管理されており、今回の農地も引き続き管理していただくことは、地域として良い事だと思います。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

番号7につきまして事務局の説明をお願いいたします。

7番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川	字武之宮	甲 2027 番 畑 3,393 m ²
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	相手方の要望	
	(譲受人)	増反による	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米(申請地では引き続き柑橘を栽培予定)		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車等		
労働力	常時1人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんが現在耕作している農地と、〇〇さんが所有する今回の農地は隣接しています。〇〇さんが〇〇さんに今回の農地の一部を譲ってほしいと相談に行かれたそうです。その際に、現在〇〇さんの農地を耕作していらっしゃる方の体調が良くないということで、その方が耕作できなくなった場合に耕作放棄地になってしまう恐れがあるため、農地の一部ではなく全てを買ってもらいたいという話になりました。労働力は常時1人となっていますが、〇〇さんには息子さんが3人いて、三男さんが名古屋にお住まいですが、将来的には伊予市へ戻ってきて農業をするというお考えもあるようです。〇〇さんの農地と今回の農地は隣接しており、耕作しやすいと思いますので、管理していただい

て耕作放棄地にならないようにしていただければと思います。

議長

番号7につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

番号8につきまして事務局の説明をお願いいたします。

8番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	双海町大久保	〇〇	〇〇
申請地	双海町大久保	字トミヲカ	畑
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・野菜・果樹	(申請地では野菜を栽培予定)	
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車等		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは、双海町〇〇で生まれ育ち現在は松山市にお住まいの方です。ご両親が双海町で農業をされていましたが、ご高齢になり松山市に移り住み、現在はお亡くなりになられたそうで、〇〇さんが相続されています。今回の農地はご両親が双海町にいた頃から隣接する農地を管理されていた〇〇さんが耕作されていた農地で、ご両親が亡くなられた後も〇〇さんが管理されていました。今回、〇〇さんが農地を購入し今後も管理していくということで話がまとまったようです。特に問題は無いと思います。

議長

番号8につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号8につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号8につきまして原案のとおり承認いたします。

番号9につきまして事務局の説明をお願いいたします。

9番

譲渡人	新居浜市	〇〇	〇〇
譲受人	双海町高岸	〇〇	〇〇
申請地	双海町高岸	字小石	畑 外4筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による	
権利の種類等	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・野菜・果樹	(申請地では野菜等を栽培予定)	
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車		
労働力	常時	1人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号9につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは、現在、〇〇市にお住まいで、今回の農地を整理していきたいというお考えがあります。現在所有している農地は荒れてきているところがあるため、隣接する農地を耕作している〇〇さんと売買することとなりました。

議長

番号9につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号9につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号9につきまして原案のとおり承認いたします。

番号10につきまして事務局の説明をお願いいたします。

10番

貸出人	大平 〇〇 〇〇
借受人	大平 〇〇 〇〇
	なお、貸出人と借受人は母と子の関係になります。
申請地	大平 字白木谷 畑 外3筆
借受人の耕作面積	〇〇m ²
申請理由	(貸出人) 労力不足 (借受人) 増反による
権利の種類等	5年間の使用貸借権設定
借受人の作付予定作物	米・野菜(申請地では、米を栽培予定)
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車等
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号10につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは、旦那さんが20年程前に亡くなられてから今回の田を維持管理していました。しかし、ご高齢のため今後は、息子である〇〇さんが中心となって耕作していくということで5年間の使用貸借権設定をすることとなりました。

議長

番号10につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号10につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号10につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、5ページをお開きください。

■議案第12号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

譲渡人	大平	〇〇	〇〇
譲受人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申請地	大平字片山	田	
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

譲受人は昭和〇〇年から鉄筋工事業を主たる事業として設立し、平成29年3月に事業の拠点を伊予市に置くために申請地の近くに作業場を新設しました。現在まで順調に業績を伸ばしましたが、ここに来て、受注の増加に伴い鉄筋の加工量が増大し、搬送するトラックの出入りが増え、現在の敷地の広さでは作業が追いつかなくなり事業に支障をきたしています。作業場敷地内の駐車場を申請地へ移動させることによって業務の効率化が図れるため転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、大平字片山で〇〇の東側に〇〇の高架線路が交差した所に位置し、道路交通の安全確保の観点から部材運搬用車両等を申請地内で、転回駐車させる必要性が求められることを踏まえ必要面積を検討したものであり、露天駐車場の規模の妥当性は適当であると認められます。また申請地は、農地と住宅が混在した、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地に判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

工場と申請地は隣接しています。トラックが通行する道路は大きくカーブしており、敷地内の駐車場へは、大型のトラックの場合、作業員が後方で誘導をし、バックで工場まで移動させています。申請地を取得することで効率化を図るということです。申請地は、所有者の〇〇さんは耕作を行っておらず、貸し付けていましたが、耕作者の方が体調を崩されたため、最近2年間は作付けが行われていない農地になります。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

申請地説明図の(5)～(8)が関係資料となっています。

貸渡人	市場	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇
借受人	市場	〇〇	〇〇
申請地	市場字中盛	畑	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借権		

約4ヶ月前になります7月31日に開催された第1回総会の議案にて農振計画の変更を審議した案件になり、農振除外が決定したため、今回転用申請されました。

申請人は、現在、妻の両親と家族4人で妻の実家に同居しているが、昨年子供が生まれ、現在の住居は手狭であり、妻の両親の農作業を継続的に手伝っていくことや、将来的に介護をするために自己住宅を構え生活基盤を確立したく、今回の申請に至ったものであります。

申請地は、市場の〇〇集落に位置しており、農地と住宅が混在した10ha未満の農

地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から説明があったとおりです。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、別冊をご覧ください。

■議案第13号 平成29年度農用地利用集積計画（第3号）について

議長

議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

まず、農用地利用集積につきまして、皆様方には大変お世話になり、有難うございました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

本日、お配りいたしました別冊、

議案第13号 平成29年度 農用地利用集積計画（案）平成29年度 第3号
をご覧ください。

この資料は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を定めたものです。

表紙の裏面から両面5ページにわたり明細について掲載しております。

そして、5ページの次に、最終ページとして集計表を掲載しております。
今回38件の申出がありました。

地目 田	新規	5筆	2,949.96㎡
	更新	52筆	70,799.00㎡
	小計	57筆	73,748.96㎡

地目 畑	新規	0筆	0.00㎡
	更新	2筆	1,085.00㎡
	小計	2筆	1,085.00㎡

地目 樹園地	新規	1筆	539.00㎡
	更新	8筆	12,134.00㎡
	小計	9筆	12,673.00㎡

合計	新規	6筆	3,488.96㎡
	更新	62筆	84,018.00㎡
総合計		68筆	87,506.96㎡

借り手 32人 (利用権の設定を受ける者)

貸し手 36人 (利用権を設定する者)

議長

議案第13号につきましてご意見ご質疑はございませんか。

議案第13号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第13号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをご覧ください。

■報告第11号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第11号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野	字原中	田
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定	

2番

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	宮下	字雨龍	田
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定	

3番

貸出人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	上三谷	〇〇	〇〇
届出地	上三谷	字松田	田 外2筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定	

議長

報告第11号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

伊予市農業委員会委員研修会の開催について
事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成29年12月21日（木） 伊予市役所 4階大会議室
を開催予定としております。

以上で、第5回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度第5回11月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 2時 35分 閉会)